

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和6年7月24日（水）午前9時59分～午前10時16分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○議題

- 1 行政視察について
- 2 その他

午前9時59分 開 議

（小松良行委員長）ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催いたします。

行政視察についてを議題といたします。

前回、行政視察先と視察項目について決定いたしました。各視察先の電子採決システム及び議会図書室に関する状況をまとめさせていただきました。

視察を行う際に確認すべきポイントとなると思いますので、まずは内容について事務局より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

（鈴木書記）それでは、ご説明させていただきます。

まず、資料1、行政視察地比較資料①、議会図書室というデータをお開きいただければと思います。こちら表になっておりまして、主に議会図書室についてまとめたものになっております。一番上、川崎市、下妻市ということで、それぞれの今回の視察地と、参考として一番右側に福島市の状況ということで記載させていただいております。それぞれ人口、議員定数と庁舎の竣工年、月までを記載させていただきます。

その下に視察のポイントということで各市の特徴を記載させていただいておりますが、川崎市、下妻市、いずれにつきましても、庁舎自体が建設後間もない新しい庁舎であること。特に川崎市につきましては、議員専用席や新着図書用ラック、市立図書館との相互貸借など、特徴的な取組について実際に聴取し、確認できればと思っております。

また、視察のポイントの下の行でございしますが、基本条例での規定ということで、川崎市については、議会図書室に関しまして基本条例の中に条文として盛り込まれてございます。

さらに、その下、管理運営規程等の部分でございしますが、川崎市では議会図書室規程のほか、市立図書館との相互貸借に関する要綱を設けているところが特徴だと思います。こちら、それぞれ長押ししていただきますとそのページに飛ぶような形になっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。福島市におきましても、令和5年の特別委員長報告において、こういった管理運営規程の策定が必要であるとしておりますので、その際の参考になるのではないかと考えてございます。

蔵書数につきましては記載のとおりでございます。

その下でございしますが、議会図書室内のパソコン等の設備につきましては、福島市では平成18年の特別委員長報告におきまして、パソコン等を備えた実用的な閲覧スペースを設けるべきとし、令和5年の委員長報告では、タブレット端末を含めたICTの活用について引き続き検討する必要があるとしておりましたが、令和5年11月7日の特別委員会におきまして、現在の状況を鑑み、新たな議会図書室設置当初の段階ではパソコン設置を見送る整理となったところでございます。

その下につきまして、公立図書館との連携というようなことでございまして、川崎市では市立図書館と相互貸借を実施しているとのことであり、本市におきましても令和5年に、早期に連携を開始すべきといった委員長報告をしているところでございます。

最後、市民利用でございしますが、川崎市につきましては市民利用が可能な規程があるということでございます。なお、福島市につきましては、平成18年の特別委員長報告の中で一般の利用に供することができるものとするというような報告がなされているのに対しまして、令和5年には、視察先など他市の事例において市民利用の頻度が非常に少ない状況であることから、議員の調査研究のためという本質を第一に整備した上で、市民利用可能な体制を整えるべきとの委員長報告がされておりますが、実施する可能性を残している以上、調査の対象になる項目であると考えてございます。

なお、下妻市につきましては、議会図書室における主立った取組はしていないのが現状であるという回答をいただいておりますので、議会図書室につきましては川崎市において重点的に調査ができればと考えております。

では、一度資料を閉じていただきまして、次に資料の2、行政視察地比較資料②ということで、表決システムというデータをお開きいただきたいと思います。こちら資料1同様、表になっておりまして、主に例規観点から見た表決システム、いわゆる電子採決システムの運用状況についてをまとめたものとなっております。なお、例規関連となりますと、当特別委員会だけではなく、議会運営委員

会にも関わってくる部分となりまして、採決システムの関わってくるものとして、まずは視察前の情報として調べられた例規等の側面から、今回参考にまとめさせていただいておりますので、ご了承くださいただければと思います。

表の一番上、川崎市、下妻市ということで今回の視察地と、一番右側に福島市の現在の状況を記載しております。

まず、1番目の項目にPM5000議場システム導入の有無とございますが、こちらは先日、7月1日に実際に議員の皆様が操作説明を受けていただいた本市議会の新議場で導入予定のシステム名となっております。こちらのシステムは、下妻市議会が同じものを既に使用しているという状況でございます。

次に、表決に係る規定方法でございますが、川崎市の場合ですと、起立採決と投票における電子採決システムの使用について規定、下妻市の場合ですと、前提を起立採決とし、規定内容は次の項目、表決に係る規定内容のとおりとなっております。なお、福島市の場合は、先日議運でもご確認いただいた先例236により、簡易採決を除く採決は、原則採決システムとしてございます。

次の表決に係る規定内容の欄をご覧くださいますと、下妻市の場合、会議規則の起立等による表決の規定により、起立採決の規定にかかわらず、議長は必要があると認めるときは電子採決システムにより表決を採ることができるものと定めております。

次の項目、投票に係る規定の有無でございますが、川崎市の場合、会議規則の投票による表決中、第83条第2項の赤文字のとおり、記名投票について、議長が必要があると認めるときは、押しボタンを用いた記名投票で表決を採ることができるものと定めております。同様に無記名投票につきましても、第84条第2項のとおり、議長が必要があると認めるときは、押しボタンを用いた無記名投票で表決を採ることができるものと定めております。

次の項目、実際の表決システムの運用状況でございますが、川崎市も下妻市も、主に表決システムによる採決方法により運用していると思われれます。

その次の項目2点、棄権ボタンと白票ボタンに係る規定の有無ですが、両市とも関連する規定は見つけられず、特に設けてはいないと考えられますが、特に下妻市におきましては同じシステムを導入していることもございますので、その辺りの使用状況ですとか運用方法等について、ご視察によりご確認いただければと考えております。

最後、会議録の記載事項として、表決システムによる賛否の規定の有無を記載しておりますが、川崎市は投票による表決で電子採決システムを使用していることから、会議録に賛否の表決結果を載せていると考えられます。なお、福島市の場合は記載のとおり、先例236(3)により、表決結果は記名投票と同様に会議録に賛成者及び反対者の氏名を掲載するとしてございます。

今回視察に行く自治体2か所の主な状況については以上でございます。

(小松良行委員長) ただいま事務局よりご説明があったとおりです。

まず、議会図書室については、川崎市、下妻市も、いずれも非常に新しい庁舎であること。特に川崎市については、議会図書室規程のほか、市立図書館との相互貸借に関する要綱も設けていること。市民利用も可能としているなどといった特徴がございます。

また、採決システムについては、川崎市では投票による表決の一つとして採決システムを導入しており、下妻市のほうは起立等による表決の一つとして採決システムを導入しているといった点がございます。さらには、いずれも議長が必要と認める場合にといった整理がされている特徴がございます。

以上が正副手元でまとめた視察先の状況ですが、これらを基に各市の状況を確認し、調査を進めてまいりたいと思います。

ただいまの内容について、皆様からご意見があればお述べいただきたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

(後藤善次委員) 表決、採決システムの中で、あえて起立採決を前提として、議長が必要などときには表決システムという、川崎も含めて、そういうイメージということなのですか。

(鈴木書記) 今回導入するPM5000の話にはなってくるのですが、事業者を確認しましたところ、システム上、起立採決、投票として使うか、それとも起立採決を含む採決として使うか。投票か、それ以外か、どちらかの2パターンしか初期で設定できないということだったのです。どちらでも使うことはできないということでありますのでどちらかで規定をもうあらかじめ設けているということで、PM5000についてはあるのですが、そのように規定しているのではないかと捉えております。

(後藤善次委員) 要するに規定でそうなっていると、システム上の問題ではなくて、規定が起立を前提にしていると。

(鈴木書記) システム上がそもそもそういう設定になっているようなのです。最初にどちらかしか設定できなくて、事務局側でその設定を任意で切り替えたりということができないようなのです。事業者のほうで切替えを行わないと、投票で使うのか、採決のところで使うのか、どちらかでしか最初に設定できないということだったので、そういうのもあって、どちらかでも最初に規定してしまっているのではないかと考えるのですが。

(後藤善次委員) そうすると、今のところ、福島というのは原則的にはシステムを使った表決を全部採用していくということでもいいのですよね。

(鈴木書記) 簡易採決を除いた部分では原則採決システムを導入するという、今、先例の規定になっております。

(村山国子委員) 左側の表の下から4番目の実際の表決システムの運用状況というのを見ると、両方とも、川崎は令和5年12月以降は、起立採決は採用されていない。下妻のほうは、令和5年6月以降は、起立採決は採用されていないと書いてあるのですけれども、実際はこういう運用だよってなっているのですよね。

(鈴木書記) こちらで調べた限りでは、そのような形で設けられているところでございます。

(村山国子委員) 下妻のほうが会議規則改正後ってなっているの、これをやったことで実際は、起立採決は採用していないというふうになっているのかなと思ったのですが。

(鈴木書記) 規定上は、議長が必要があると認めるときはという規定にはしているのですが、実質運用上は、起立採決は採用せずに、電子採決システムを使っているというような形で見受けられたところでございます。

以上です。

(川又康彦委員) 確認なのですが、この川崎と下妻について、こちら側からの事前質問みたいなものというのはどういった形になっていたのか。前の委員会か何かで示されているのか。

(鈴木書記) 前の委員会では、本当に簡単な内容ということでしかお見せしていなかったのですが、こちらから事前にお送りしている質問項目としましては、電子採決の部分につきますと、導入までの検討プロセスですとか、あとはこちらの例規関係のところ、あとは電子採決システムの内容についてということで、議場モニターへの表示内容ですとか、システム障害への対応等についても質問項目に入れているところでございます。

以上です。

(川又康彦委員) 今回2つ、川崎と下妻ということで、川崎はうちで入れるシステムとは違うもので、下妻については同じものということだと思っておりますけれども、実際に我々が事前研修という形で受けたときに、もちろん採決の部分もありましたけれども、字幕表示とか、そういった部分は非常に先端的で、気になる部分であって、先ほどから採決云々で、起立とか云々という形になってきたのですが、その辺の内容については多分議運のほうできちんと決めていくことになるかと思っておりますので、我々としてはシステムを実際に体験しながら、どういったものであるのか、こういった部分がよくて、悪いとか、そういったところの判断にならざるを得ないのかと思っておりますので、特に字幕とか、その辺の利便性とか、実際運用していてどういった問題があるのかとか、その辺について私としてはこちらの下妻については特に確認したいなと思っておりますので、その辺を事前質問の中に加えていただけるとありがたいと思っておりますので、その辺、委員長のほうで善処いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(鈴木書記) 川又委員おっしゃるように、システムに関連した取組としまして、本会議、委員会等のライブ中継の字幕表示の有無についてですとか、議場内の傍聴者のためのモニター等の設備、あとはヒアリンググループというのを取り入れているようでしたので、そちらについて、あとは委員会室の設備等についても事前の質問項目として入れておりますので、あとどこまでご説明いただけるかは当日にはなると思っておりますけれども、事前の質問項目としては入れさせていただいております。

(根本雅昭委員) 視察の当日ですけれども、可能であれば実際にシステムを動かしていただけるということは可能ですか、申入れとして。設定で、もし大変でしたら、そこまではいいのですが、もし可能であればそういう要望もできたらいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(鈴木書記) 基本的には最初座学で説明を受けるという形にはなりますので、説明資料で、もしかしたら表示内容のほうは入れている部分もあるかと思うのですが、その後見学の時間もお取りいただいていますので、そこでそういった対応をいただけるかどうか、これから視察先に照会させていただきたいと思います。

以上です。

(小松良行委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) 正副からは以上ですが、最後にその他といたしまして、何もございませんでしょうか。この議題のその他です。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) 以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午前10時16分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行